

霞台厚生施設組合新広域ごみ処理施設整備運営に伴う生活環境影響調査書（案）の縦覧及び意見書に対する見解について

霞台厚生施設組合 建設計画課

◎生活環境影響調査とは

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）では、処理施設が生活環境の保全に十分配慮されたものとなるよう、廃棄物処理施設の設置届出の際に、生活環境影響調査書の添付が義務づけられました。（平成10年6月17日施行）

調査では、施設が周辺的生活環境にどのような影響を及ぼすかという点について、周辺地域の生活環境の現況を把握し、また、施設設置による影響を予測し、その結果を分析することにより、地域の生活環境の状況に応じた適切な環境保全対策等を検討することになっています。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）第 9 条の 3 第 2 項に基づき、周辺地域の生活環境影響調査結果をまとめた生活環境影響調査の結果は、霞台厚生施設組合の条例規則に基づき、地域住民に縦覧し、利害関係者は生活環境の保全上の見地から意見書を提出できます。

◎縦覧及び意見書提出について

1. 縦覧期間 平成 29 年 8 月 1 日(火) ～ 平成 29 年 8 月 31 日(木)
2. 縦覧場所 霞台厚生施設組合 建設計画課及びホームページ ほか 構成市町 廃棄物所管課
3. 意見書の提出期限 縦覧期間満了後から 15 日以内
4. 意見書の提出状況

生活影響調査報告書を縦覧に供した結果、6名の地域住民及び利害関係者の方から、意見書の提出がありました。これら意見書の内容について項目ごとに分類し、それぞれ当組合から回答や見解を下記のとおり示させていただきました。多くのたいへん貴重なご意見、誠にありがとうございました。

なお、提出された意見書の中で、本調査に係るものではなく、市政全般に対するもの、施設の賛否のみを主張するような意見もありました。

- 意見書提出者数 6名(構成市町別 石岡市4名, 小美玉市0名, かすみがうら市0名, 茨城町2名)
- 延べ意見数 30件
- ご意見分類数 6分類30意見(調査の実施関係3、調査方法関係1、調査・調査項目関係6、予測・分析関係7、各項目関係3、その他10)

提出された意見及び意見への回答見解

分類 項目	意見・回 答 No	意見内容	回答・見解
調査の 実施関係	1	<p>当該施設建設予定地で高層気象観測を実施し、逆転層の実態を把握し、環境影響評価に資すること。</p> <p>[理由]:①高層気象データは20km以上はなれたつくば市・館野高層気象台(図 2.2.5 気象観測所及び高層気象台位置図)のデータを引用しているが、当該地での逆転層の評価にどのような相関関係や科学的根拠があるのか理解できるものではない。</p> <p>②(p4-33)イ逆転層発生時:気象条件は、現地調査で得られた逆転層発生時の風速と大気安定度の組合せにより、最も高濃度が出現する時間の気象条件を用いた。(逆転層の高さ180 m、大気安定度 A、風速 0.7 m/s)の条件を抽出し、予測を行った。とあるが、現地調査データはどこに記載しているのか。</p> <p>③図 4.1.19 焼却施設の稼働による寄与濃度距離減衰図(短期濃度、二酸化炭素)の示すところによれば、逆転層の影響は不安定気象やダウンウォッシュ、ダウンドラフトの影響のピーク値でおよそ2倍にも達する。逆転層の把握評価は大切なパラメーターである。</p> <p>前記の結果を踏まえ見直す必要がある。</p> <p>[理由]:図 4.1.18(1)焼却施設の稼働による寄与濃度分布図(長期平均):二酸化硫黄、図 4.1.18 (2)焼却施設の稼働による寄与濃度分布図(長期平均):窒素酸化物、図 4.1.18(3)焼却施設の稼働による寄与濃度分布図(長期平均):粒子状物質、図 4.1.18 (4)焼却施設の稼働による寄与濃度分布図(長期平均):ダイオキシン類の各図は2個の瘤があるように見え、しかもグラフは比較的急激に変化する特徴的な分布である。理由が説明されていない。</p> <p>計算結果であれば明確に前提条件を示す必要がある。また、地上気象調査地点は図 4.1.1 観測地点位置図では当該施設建設予定地を含め5 地点である。地上気象調査データとどのように整合するのか。説明すること。</p>	<p>逆転層や雷雨、海陸風などの気象現象は1~1,000km 程度のメソスケール(中規模)の現象として発生しています。本報告書で引用した館野高層気象台(つくば市)と建設予定地は約20km程度の距離がありますが、同じメソスケール(中規模)内であるため、逆転層の発生状況もほぼ同じ傾向にあると考えており、高層気象観測を実施の必要はないと考えています。</p> <p>なお、逆転層の発生には、地形的要因(山間地や盆地)で発生する地形性逆転層と、気象的要因で発生する接地逆転層や移流逆転層があります。当該地域は関東平野に位置しており、逆転層の種類としては気象的要因で発生する接地逆転層や移流逆転層と考えられます。</p> <p>また、逆転層発生時の気象条件については、館野高層気象台の観測結果による逆転層高度及び不安定時における最も高濃度となる気象条件の組合せにより設定しています。</p> <p>なお、地上気象の調査地点は、風向・風速は T-2 地点(南小学校)、日射量・放射収支量は T-1 地点(建設予定地)で実施しており、5 地点では実施しておりません。</p>

2	<p>生活環境影響調査の結果について、縦覧ができるとしていますが、内容が一般市民には大変見づらい、わかりにくいものであること、そのための概要版を作ったものと思いますが、その概要版では、基準を下回っている。環境を悪化しないというもので、十分納得できないものです。</p>	<p>生活環境影響調査の内容は可能な限り、わかりやすく作成しましたが、専門用語等を使用せざるを得ない部分もありました。 今後も住民の皆様のお問合せには丁寧に対応していく方針です。</p>
3	<p>生活環境影響調査の結果が良いからと言って、大丈夫、安心とは考えられません。基本は、ごみを少なくする、再利用を基本とすべきです。世界的にも広がる環境破壊、異常気象をこれ以上広げないためにも「ごみの減量化」で施設の大規模化はすべきでないという思いをあらためて強く抱きました。</p>	<p>生活環境影響調査は、「廃棄物処理施設 生活環境影響調査指針 平成 18 年 9 月 環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部(以下、「生活環境影響調査指針」という。)に基づき、新施設が周辺の生活環境にどのような影響を及ぼすかという点について、周辺地域の生活環境の現況を把握し、施設の設置による影響を予測し、そしてその結果を分析することにより、その地域の生活環境の状況に応じた適切な生活環境保全対策の検討を行うために実施しました。その結果、排ガス対策や騒音・振動対策を行うことにより、環境保全目標を満足するものと評価しております。 しかしながら、ごみ減量等には住民の協力が不可欠となっております。法令に基づく排出基準を踏まえ、規制値を厳守し、環境負荷の軽減に努めてまいります。</p>

調査方法関係	4	一般市民として抱く不安は、ごみの焼却で発生するダイオキシンや二酸化炭素などが健康に影響を与えるのではないかと、特に風向きは一定の方向性を持っていることが明らかで、風下と言われる地域で暮らす市民への影響はこれらの調査では安心できると言い切れないのでは！	本調査における大気質の長期平均予測結果では、年間最多風向(北風)の風下側である南側に最大着地濃度が出現しました。しかし、その寄与濃度は窒素酸化物0.000168ppm、ダイオキシン類で0.000337pg-TEQ/m ³ と非常に小さく、現状とほぼ変わらないものです。また、環境基準との比較によるよると基準値を大きく下回っております。以上のことから、計画施設による健康影響はないものと考えています。
--------	---	---	--

調査・調査項目関係	5	<p>計画される新ごみ処理施設は石岡、小美玉、かすみがうら市と茨城町の広域から一カ所の処理施設に収集されるのが特徴であるが、その全域での(周辺だけでなく)収集運搬車の交通による環境影響の具体的な調査の記述がなく不明である。</p>	<p>本報告書では、各構成市町から運搬される廃棄物運搬車両が集約する地点が最も環境負荷が大きいものと想定し、新田山高浜線での環境影響検討を行っています。</p> <p>各構成市町での収集ルートでも若干の変更はあると思いますが、現況の台数と大きく変わらないものであり、環境変化についても現況と変わらないものと考えます。</p>
	6	<p>小美玉市の現霞台厚生施設の敷地内ではボーリングによる地質調査がされたそうですが、その結果が記述されていない。例えば民間の団体(ごみを考える市民連絡会)の調査ではため池からカドミウムが検出されている。過去に乾電池等が埋め立て処分されていたそうです。この水の流失先には田畑があり、住民の健康調査が必要ではないか。</p>	<p>生活環境影響調査は、生活環境影響調査指針等を参照し、新施設が建設された場合における影響等の調査を目的として実施しております。</p> <p>土壌調査等については、別途土壌汚染対策法に基づき、茨城県とも協議を行いながら調査しています。また、一部ヒ素及びフッ素が検出された箇所については、撤去工事等の対策を予定しています。</p> <p>以上のとおり、法令、指針、関係機関等の判断を踏まえながら実施しておりますのでご理解ください。</p> <p>なお、市民団体が測定された結果につきましては、調査方法、調査結果、調査機関等、詳細の情報が明らかになっておりませんのでコメントは差し控させていただきます。</p>
	7	<p>本調査書の大部分が既存の県などの判断基準のひき写しでなっていて、現況調査はそれに合わせたもので、予測結果の数値もほとんど変化がなく、真実性がとぼしいと言わざるをえない。</p>	<p>本調査及び予測の方法については、JIS 等に規定された方法及び生活環境影響調査指針に基づき予測しています。予測結果の数値にほとんど変化がないのは、現況値(バックグラウンド値)に対する寄与率が小さいためと考えます。</p>
	8	<p>(表1. 6. 1に土壌汚染対策等とあるので意見書を書きます)規模と範囲を拡げて地質調査を実施し、地質構造や地下水の挙動を把握し、液状化や不同沈下による施設の安全性などの生活環境影響評価に資すること。</p> <p>[理由]先にホームページ(HP)で開示(2017年1月25日)された「霞台新ごみ処理施設建設地の土壌分析結果について」によれば、基準値を超える「ヒ素及びフッ素」が検出されていること、また施</p>	<p>生活環境影響調査は、生活環境影響調査指針等を参照し、新施設が建設された場合における影響等の調査を目的として実施しております。</p> <p>土壌調査等については、別途土壌汚染対策法に基づき、茨城県とも協議を行いながら調査しています。また、一部ヒ素及びフッ素が検出された箇所については、撤去工事等の対策を予定しています。</p>

		<p>設周辺井戸水からは「検出されてはならないヒ素」がされている。</p> <p>開示資料図 1.1 土壤汚染状況調査位置図及び基準不適合区画位置によれば、調査対象区画全20区画中</p> <p>①15区画は地表面下(深さ)50cmのところからのサンプリングであり</p> <p>②ボーリングマシンで深さおよそ10mまでサンプリングしたのは僅か5区画で</p> <p>③その中の3区画については①と②のサンプルを「混合して測定」している。</p> <p>①は調査の意図が理解できない。</p> <p>②については全体の汚染状況を把握するにはボーリング数が少なすぎる。</p> <p>③は科学的技術的に全く不合理である。汚染物質を薄めてから測定するという意図的な操作とも受け取れかねない。</p> <p>この調査結果からだけでは汚染場所が1区画1格子だけでは特定できない。当該施設建設予定地周辺を含め広く調査精査する必要がある。合わせて埋設された廃棄物の種類や量を把握することは急務である。</p> <p>本件に関する質問(ごみ連絡会第1号平成29年3月3日付け)に対する回答(平成29年3月15日今泉管理者名)は技術的に納得できる内容ではない。この点からもボーリングによる再調査を求める。</p> <p>当該施設建設予定地は地形区分は「ローム台地と三角州性湿地の境界近傍」(図 2.2.8 地形区分図)にあること、同じく表層地質は「ロームと泥の境界近傍」(図 2.2.9 表層地形図)にある。地質地層は変化に富だけに不安定でもある。これらの視点からも岩盤までボーリング調査の必要がある。</p> <p>当該施設建設予定地周辺の井戸水からは「ヒ素」が検出されているが原因は究明されていない。一般に、地下水の挙動は複雑である。「大池」ほか窪地も含め地下水の挙動を把握するためにもボーリング調査が必要である。</p> <p>評価書(案)に示す「土壌対策等」(表 1.6.1 工事工程(案))の予算はこれらボーリング再調査にあてるもの認識している。</p>	<p>以上のとおり、法令、指針、関係機関等の判断を踏まえながら実施しておりますのでご理解ください。</p> <p>なお、市民団体が測定された結果につきましては、調査方法、調査結果、調査機関等、詳細の情報が明らかになっておりませんのでコメントは差し控させていただきます。</p>
9		<p>二酸化炭素、二酸化硫黄、酸化窒素、粒子状物質、ダイオキシン類は、連続的なモニター・記録が必要である。また、計測システムや</p>	<p>新広域ごみ処理施設では、煙道中のばいじん、窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素、一酸化炭素、酸素、水銀の濃</p>

		<p>構成機器の性能を示す必要がある。 水銀規制にどう対応するのか。 [理由]:ごみ質は時系列的な変動すること、計測システムや構成機器の性能が示されていないと、大気質予測結果が稼働後においても予測結果と矛盾しない妥当なものであるのか評価ができない。極論すれば、検出感度が低く精度の悪い計測機器を使えば見かけ上すべてクリアーすることとなります。</p>	<p>度を連続して測定する機器を設置し監視、記録を行います。排ガス中のダイオキシン類については、定期測定を行います。 また、運転に際しては、排出基準値よりも厳しい、運転基準値、要監視基準値を設定し、排出基準値を満足した運転が継続できるよう計画しています。 また、水銀規制に関しては、連続測定の外に、定期的に計測を行い、排出基準値を超過した場合には速やかに稼働を停止するとともに対策を講じます。 さらに水銀がごみに含まれないよう、4市町の住民に対し、水銀を含む製品の分別徹底の啓発を推進します。 なお、水銀については、改正大気汚染防止法に基づき、水銀の排出濃度は $30 \mu\text{g}/\text{Nm}^3$ として計画しています。(報告書 p1-10 参照)</p>
10		<p>2-110に土壤汚染が指定基準に適合しない場合は「形質」変更時に届置け出が義務化されるとしているが、2017年6月2日更新の県のホームページには事業予定地及びその周辺において届け出はなされていないと記載してある。 調査報告書には現状の記載がないが、土壤調査の結果、建設予定区域内に溶出量基準不適合の土壤(ヒ素0.014、フッ素0.91)があることを公にしている。そして汚染土壤の範囲はGL8.5~9.9(厚さで1.4m)面積で100㎡、体積で140㎡としている。このように土壤汚染があることを明らかにしているが、その調査方法にいくつかの疑問がある。表土調査(深さ50cm)は建設予定地の空き地全域で行っているが、ボーリング調査が限定的である。にもかかわらず汚染域はそこしかないとしているが果たしてそうなのか疑問である。建設予定地域全域のボーリング調査を行い、その結果土壤や地下水の汚染状況がどうなっているか報告書に記載すべき。</p>	<p>生活環境影響調査は、生活環境影響調査指針等を参照し、新施設が建設された場合における影響等の調査を目的として実施しております。 土壤調査等については、別途土壤汚染対策法に基づき、茨城県とも協議を行いながら調査しています。また、一部ヒ素及びフッ素が検出された箇所については、撤去工事等の対策を予定しています。 以上のとおり、法令、指針、関係機関等の判断を踏まえながら実施しておりますのでご理解ください。 なお、市民団体が測定された結果につきましては、調査方法、調査結果、調査機関等、詳細の情報が明らかになっておりませんのでコメントは差し控させていただきます。</p>

予測・分析関係	11	<p>現在稼働中の霞台焼却施設が周辺環境に及ぼしている影響が判る「データ」と其れに基づく「寄与濃度分布図」を載せ、新焼却施設の寄与濃度分布と比較できるようにする。</p> <p>理由：①「生活環境影響調査書」及びその説明会で配布された[概要版]では、現在稼働中の施設由来の汚染物質がどれだけ環境に放出されているかが判断できない。従って新焼却施設が現在の焼却施設より環境負荷を軽減させるのか、悪化させるのかが判断できない。また、現在稼働中の施設から放出される汚染物質以下の運転を可能にするには自主排出基準の数値をいくりに設定すればいいのかが判断できない。よって意見1を求める。</p> <p>②[概要版]の大気質に関する項で「現状の環境を悪化させることはありません。」と結論づけているが、これは誤った判断の可能性が高い。また、「現況の濃度とほとんど変わらない値となっており、」から「現状の環境を悪化させることはない」と結論づける事は無理である。現況よりも濃度が少しでも高くなれば現状の環境は悪化する。よって意見1を求める。</p> <p>③[概要版]の大気質に関する項での現況値(黄色の棒グラフ)は環境基準を下回ってはいるが、現実には決して良好な状態とは言えない。「生活環境影響調査書」4-12の表4. 1. 10の二酸化窒素調査結果の冬季/最高/1時間値では環境基準の0.04ppmに近い数値が示され、T-2(南小学校)は0.039ppmであり、T-6(石岡運動公園)は0.045ppmと環境基準を超えている。</p> <p>そもそも、環境基準値とは健康への安全を約束するものではない。従って環境基準を超える日が発生する状況は回避すべきである。このように汚染が進んでいる地域において、これ以上の汚染源となる施設は稼働すべきではない。(同様に、搬入車両の増加をもたらす計画は立てるべきではない。)よって意見1を求める。</p>	<p>生活環境影響調査指針では、大気質等の環境影響項目について、供用後の煙突排ガスの排出等について予測することとなっているため、新施設の影響について寄与濃度分布図を作成しました。ただし、ご意見のとおり現在稼働中の施設における寄与濃度分布図を比較した方が、わかりやすいかと思しますので、別途資料として作成いたします。</p> <p>なお、二酸化窒素の環境基準の評価につきましては、以下の通達が出されており、本調査結果においても環境基準は満足していると評価します。</p> <p>【参考】二酸化窒素に係る環境基準の改定について(抄) (昭和53年7月17日各都道府県知事・各政令市長あて大気保全局長より通達)</p> <p>環境基準は従前と同様に1時間値の1日平均値を用いたが、1日平均値の年間98%値と年平均値は高い関連性があり、1日平均値で定められた環境基準0.04~0.06ppmは年平均値0.02~0.03ppmにおおむね相当するものであるとともに、この環境基準を維持した場合には短期の指針として示された1時間値0.1~0.2ppmをも高い確率で確保することができるものである。</p>
	12	<p>「生活環境影響調査書」にある「焼却施設の稼働による寄与濃度分布図」は実際に新焼却施設が稼働した時の予測排出ガス値の組成をシミュレーションして作成したのではなく、4-25の表4. 1. 20(1)(2)を基に「焼却施設の稼働による寄与濃度分布図」を作成したとのことである。そして、そこに記されている「汚染物質の数値」はH29年1月新処理施設整備検討委員会報告書・最終答申に記された「自主基準値」(基準値に達した場合施設稼働を自動停止)である。</p>	<p>生活環境影響調査指針では、供用後の煙突排ガスの排出等について予測・評価を行うこととなっているため、本生活環境影響調査書では新施設の影響について、影響の分析を行いました。</p> <p>新施設の予測条件として、施設の性能上もっとも環境負荷が大きくなる条件として、自主基準値の上限値で2炉が24時間稼働とするものとしました。このように非常に環境負</p>

もし、この自主基準値に限りなく近い排ガスで運転をした場合には、現在稼働中の霞台焼却施設以上の汚染物質が放出されることになる。よって、発生源条件(勿論の事であるが排ガス濃度と排ガス量の関係も含め)を少なくとも現在稼働中の霞台焼却施設の有害物質排出量以下にする事を求める。即ち、実際に稼働させる時の「自主基準値」を現在稼働中の霞台焼却施設の有害物質排出量実績を下回る数値に設定し直し、新焼却施設は現在の施設より環境負荷が低減する事を求める。

理由: 現在稼働中の霞台焼却施設の排ガス計測値をHPで見ることができ、計測値の年平均を知ることができた。これを発生源条件と比較したのが下記です。

	現在稼働中の霞台焼却施設の排ガス		新焼却施設発生源
	1号炉	2号炉	1・2号炉
硫黄酸化物 (ppm)	4	4	<u>30</u>
ばいじん (g/Nm ³)	0	2	0.01
塩化水素 (ppm)	18	29	<u>50</u>
窒素酸化物 (ppm)	120	126	50
ダイオキシン類 (ng-TEQ/Nm ³)	0.00041	0.0023	<u>0.1</u>
排ガス量 (Nm ³ /h)	33,853	31,570	<u>60,000~50,000</u>
	(*数か月交代の24時間1炉運転)		<u>(*通年24時間2炉運転)</u>

※2本線のアンダーラインで示した数値が現在稼働中の霞台焼却施設の排ガスより上回っている汚染源。しかし、見逃してはいけないのが排ガス量。

例えば50ppmの30,000m³/hの排ガスが50ppmの60,000m³/hの排ガスになると、放出される汚染物質は2倍に増える。従って窒素酸化物の項はかなり低い数値になっているように見えるが、実

荷が多い場合を想定した結果においても排ガスの着地濃度は非常に小さく、影響はほとんどないものと分析しております。

影響の分析は、「(1) 影響の回避または低減に係る分析」及び「(2) 環境保全目標との整合性に係る分析」で行い、その結果、適切な環境保全対策が実施され、環境保全目標を満足しているものと分析しました。

ここで、環境保全目標は、上述指針に基づき環境基準が定められている項目(SO₂,NO₂,SPM,ダイオキシン類)は、環境基本法に基づく環境基準としています。したがって、現在稼働中の焼却施設における大気汚染物質の排ガス濃度との比較等は行っておりません。

一方、現在稼働中の焼却施設の排ガス濃度が、新施設の自主規制より低減されている件につきましては、現施設の運転管理の中で、大気汚染物質の発生抑制に努めた結果であり、現施設においても自主基準値は同様の基準値(硫黄酸化物:30ppm)となっており、新施設建設・運営のため選定した業者についても、自主基準値に加え運転管理基準(自主基準値より低い基準)を設定することにより、更なる環境負荷の低減に努めてまいります。

		<p>はあまり低くなっていない。 以上のことから、この「生活環境影響調査書」のまとめ方で進むと霞台周辺の環境は、現在よりも硫黄酸化物で約15倍／塩化水素で約5.2倍／ダイオキシン類で約147倍になって初めて自主基準値に達し、稼働を自動停止する措置が発生することになる。 しかし、この事実については8月9日の説明会では一切触れられず、「現状の環境を悪化させることはない」の予測・評価結果の一文と、説明に当たった栗山氏の「現状より良くなる事が期待できる。」との発言となっている。また、排ガス量については「現施設は毎時4万m³であるが、新施設は毎時3万m³で稼働」と、あたかも排気量が3／4になるような説明がされた。現実には毎時3万2711m³が毎時5万～6万m³に増加するのだが、単純バカな私は、「それはすごい！！カネをかけるだけあって最新の焼却施設は本当に環境負荷の低減ができるんだ！！」と思って帰ってきてしまった。 誤解を生じる分析表記・説明はすべきではない。このような状況からこの「生活環境影響調査書」のまとめ方に強い危険を感じ、意見2の実行を求める。</p>	
13		<p>生活環境影響調査書(概要版)によれば、ごみ焼却量が増えているにもかかわらず、環境値と新施設の予測値がほぼ同じである。技術的な論理構成による丁寧な説明が必要である。 [理由]: 焼却ガス処理技術が格段に進歩したのか、錯誤しやすい標記なのか、丁寧な説明がなされていない。</p>	<p>大気質濃度への影響については、施設排ガスの汚染物質濃度と排出ガス量が影響要因となります。ごみの焼却量が増えても、公害防止対策により、汚染物質濃度と排出ガスを低減することで、環境負荷の低減を図っています。 なお、生活環境影響調査の内容は可能な限り、わかりやすく作成しましたが、専門用語等を使用せざるを得ない部分もありました。 今後も住民の皆様のお問合せには丁寧に対応していく方針です。</p>
14		<p>1・5・7に廃棄物運搬車両台数の現状と予測台数を表1・5・7に示してあるがパッカー車、大型車、一般通行小型車の台数予測をもって合計が積算されている。処理施設への搬入は、パッカー車以外に個人・業者の直接搬入車両の増加も見込まれる。しかしこの調査ではこの部分が欠落している。現在のかすみがうら市、小美玉市の施設を中間置き場とするというが、霞台に近い場合は直接搬入するほうが合理的であり、そうすべきである。当然そうなればパッカー車</p>	<p>本報告書で検討した将来の廃棄物運搬車両は、収集業者によるパッカー車であり、個人・業者の直接搬入車両の増加は見込んでおりません。 ただし、現地調査における騒音レベルの中には、一般車+パッカー車+直接搬入車の影響が含まれています。予測にあたっては、この騒音レベルに将来のパッカー車の影響を负荷したものであることから、直接搬入車の影響は騒音レ</p>

	<p>以外に搬入車両は増加する。</p> <p>さらにこの表では、S-3地点の増加を全く考慮していない。これは関係住民から現状でも多数の苦情・意見が説明会でも出されており、こうした批判的な意見を考慮して数字上増加を書かない意図的な数合わせといえる。現実的にS-3方面からの増加の予測も必要であり、この道路が施設建設のネックといえる。施設から1kmの範囲でこの道路を拡幅改良するという説明を受けているが、その先が農道のような状態で、ここを搬入車両が通ることになると、今より以上の交通問題を引き起こすことになる。こうしたことに真摯に向き合おうとしない報告は問題である。</p>	<p>ベルの中で見込んでいるものと考えています。</p> <p>更に、直接搬入分につきましては、中間置場の設置や土曜日も受け入れ可能になることなど、日ベース、時間ベースで考えた場合、利用状況の平準化が図られることも期待されております。</p> <p>なお、搬入ルートについては、収集業者への指導徹底により、S-3地点を通過する廃棄物運搬車両は現況と同程度(S-3 地点周周地域におけるごみ収集に伴う車両)と考えています。</p>
15	<p>S-1~S-5までの5つに地点の調査を実施したがS4およびS5地点で基準値を超えているとある。S3地点は基準値ギリギリであるが、道路わきに民家があり、実際に感ずる騒音は数値以上に大きく感じる。特にS3は道路整備が遅れており、この地域の道路を部分改良するという計画があるが、この地点から交通量の増加を考えると周辺住民の精神的な負担は大きくなる。こうした記述が抜けている。</p>	<p>生活環境影響調査指針では、道路交通騒音について一般交通量のみで目標を超えているような場合には、廃棄物運搬車両による上昇量(増加レベル)を明らかにし、目標の達成、維持に支障となるかの観点から検討することとしています。同指針に基づき、廃棄物運搬車両による増加レベルを算出した結果、0.1 程度とほぼ現況と変わらないという結果を得ました。</p> <p>従いまして、運搬ルートとなる新田山高浜線線(S-4, S-5)では、現況においても騒音の環境基準を超過していますが、道路規制法に基づく「道路交通騒音に係る要請限度」を環境保全目標とし、同基準を達成すると評価しました。</p>
16	<p>振動は速度との関係もあり、狭い道路を相当なスピードで通過している事実を目の当たりにしている。特にパッカー車の振動は大きく数値以上の揺れを体感している。道路が改良されることで、ごみ搬入車両の増加はもちろんだが、355号線の混雑状況から玉里の工業団地からの大型車両の増加も考えられ、振動被害が増大すると思われる。この点の考慮がない。</p>	<p>道路交通振動の予測にあたり、パッカー車は大型車相当(小型車の13台相当)として予測を行っています。その結果、増加レベルは1dB程度であり、現況の振動レベルに大きな変化はなく、また環境保全目標も満足すると評価しています。</p>
17	<p>排ガスの滞留は風向、風力などのほかに逆転層の在り方が大きくかわると思うが、逆転層のデータはつくばの高層想気象台のデー</p>	<p>逆転層や雷雨、海陸風などの気象現象は1~1,000km程度のメソスケール(中規模)の現象として発生しています。</p>

		<p>ターに基づいており、この地域の微気象の影響が考慮されていない、しかも調査個所の設定は、風向きなどで最も影響が大きいとされる施設の南側には調査個所が設定されていない。風向きを考えると施設の南側に調査個所を設置しそのデータをとるべきである。</p>	<p>本報告書で引用した館野高層気象台(つくば市)と建設予定地は約20km程度の距離がありますが、同じメソスケール(中規模)内であるため、逆転層の発生状況もほぼ同じ傾向にあると考えています。</p> <p>また、南側の大気質の状況については、南東側地点(T-4)と南西側地点(T-5)の大気質調査結果がほぼ同様の結果であることから、南側においても同濃度であると考えます。</p>
--	--	---	---

各項目 大気・騒音・振動・悪臭関係	18	<p>煙突排ガスが逆転層により当地に年何ヶ月、のべ何千時間と何万時間おおっているか明らかにすべきだ又大気の晴雨、排ガスの霧状で土壌にどれだけ蓄積するか住民の健康に影響が及ぶのは必至です。数値が低いからといって揮発物0ではない、環境にいれば、吸っている総量は大して変わりなく、そこに言われない程の危険が潜んでいる。</p>	<p>生活環境影響調査指針では逆転層による煙突排ガスへの影響として、短期平均濃度予測にて考慮することとなっています。本報告書では、p4-40で逆転層発生時の影響を検討しており、いずれの大気汚染物質も、環境保全目標(環境基準等)を満足していました。</p> <p>なお、施設の稼働に伴う排ガスの土壌への蓄積影響については定量的に予測する手法は現在ありません。他のアセスメントの事例では、大気質の定量的な予測結果をもとに汚染物質濃度の寄与の程度を定性的な予測を行っています。例として、新施設におけるダイオキシン類の影響を定性的に予測評価した場合、排ガスによるダイオキシン類の寄与濃度は現況の約1.5%と極めて小さいことから、土壌中のダイオキシン類への影響はほとんどないと予測されます。</p>
	19	<p>もう一つは交通量の問題です。ゴミ収集車のひき起こす騒音、排気ガスなども基準内と報告されていますが、普通に考えれば2倍を超える量となるので、地域のくらしへの影響は決して少なくないと考えられます。</p> <p>霞台厚生施設周辺には工場などもありそれらの関連車両の交通も多く、市民生活への影響も決して少なくないと思われます。</p>	<p>現在と将来の廃棄物運搬車両の増加量は、S-4地点で41台/日→82台/日、S-5地点で155台/日→226台/日と約1.5倍～約2倍の増加を見込んでいます。</p> <p>それに対して、周辺工場の関連車両等を含む一般の交通量はS-4地点で9,794台/日、S-5地点で11,091台/日であり、今回の事業による増加量は約2%以下となっていることから、廃棄物運搬車両の増加に伴う影響は、現況を大きく変化させるものではないと考えています。</p>
	20	<p>まず、地域外協の把握として道路網が図2.1.17に示されているが、主要道路の表示のみで施設を取り巻く市道との関連がわからず車の経路をとらえるには不十分である、最も心配されるのは国道355号線の渋滞に伴う個人・事業者の処理施設へのごみ搬入車両が生活道路へ進入することも予想され、交通公害の要因となる。その点でこの交通網では基本的な状況把握ができて施設周辺の交通状況の把握には不十分である。</p>	<p>図2.1.17交通網図に示した範囲は、地域概況の調査範囲として設定した12km×12kmの中の主な道路(県道以上)を示しています。</p> <p>一方、計画施設周辺における道路については、現在の搬入状況を踏まえ、石岡市道新田山高浜線と小美玉市道玉21線に騒音・振動・交通量の調査地点を設定して状況の把握を行っています。</p>

その他	21	<p>活性炭の使用量、処理法を示すこと。 [理由]: 有害な物質を吸着した活性炭は再生にも特別な装置が必要である。どのように処理するのか、長期的な安全確保に鑑み検討評価しておく必要がある。</p>	<p>実施設計が完了していないので現状において具体的に活性炭の使用量を示すことはできません。ただし、排ガス中のダイオキシン類などの排出基準値を満足できるよう適正な使用量を設定します。 活性炭は飛灰としてバグフィルタで捕集し、熔融処理しスラグとして有効利用するか薬剤処理して埋立処分する計画です。</p>
	22	<p>重金属類の焼却について何百年来日本では公表してこなかった、それが業者も廃棄物の質的变化と量の増大、法規制の強化を口にし、ようやく重要な段階を迎えたとしている。従来の重金属の捕捉率では汚染は必至であり、処理については画一的にいきませんとしているが、その技術排出基準については公衆衛生の観点からも信頼に足るというには日が浅く不十分である。</p>	<p>大気汚染防止法第 22 条に基づき、茨城県では以下の有害大気汚染物質の大気環境モニタリングを行っています。 ①環境基準が設定されている物質(4物質) ②環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値が設定されている物質(9物質) ③環境基準等が設定されていないその他の有害大気汚染物質(8物質) 平成 27 年度の調査結果では、環境基準が設定されている4物質及び指針値が設定されている9物質について、全ての地点で環境基準等を達成しています。また、環境基準や指針値が設定されていない8物質については、環境省が公表した全国調査(平成 26 年度)の結果と比較しておおむね同程度でした。</p>
	23	<p>重金属の捕捉率100%ではない。それで煙突による拡散の長期に亘る結果周辺地域環境が悪化する。重金属が蓄積し検出される間に生物に影響が及ぶ。</p>	<p>重金属類に関しては主に飛灰としてバグフィルタで捕集し、熔融処理しスラグとして有効利用するか、薬剤処理し埋立処分します。そのため、周辺環境や生物に影響を及ぼすことはありません。</p>
	24	<p>重金属類未チェックだった法規制のもとで、県内20万都市における1事業所例として40年間に亘る死亡例20代 1 人、30代4人、40代3人、50代10人、60代13人がある。ごみ焼却施設の人体への過負荷が死亡例として読みとれる。周辺地域例とし竜ヶ崎のガン死亡例もある。</p>	<p>一般廃棄物ごみ焼却施設由来の重金属類による健康被害や死亡例について当方の把握する限りにおいて、公的に認定された事例はありませんでした。 したがいまして、本ご意見に対する回答・見解は控えさせていただきます。</p>

25	<p>持込されるゴミについて放射能チェック抜けがないよう輸出基準例を参考にして(鉄類業者はチェックしている)もえるゴミとして焼却すると煙突より排出され、生活環境にダメージを与えてしまう。</p>	<p>「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する対策特別措置法」(以下、「特措法」という。)では、一定の要件に該当する廃棄物焼却施設については、当該施設から生ずる焼却灰等の廃棄物の放射能濃度の調査を行い、その結果を環境大臣に報告することになっています。</p> <p>※調査義務免除を受けていない場合の例 「特措法」の規定に基づく調査を行ってきましたが放射性セシウム濃度は継続的に 800Bq/kg 以下となっており、生活環境にダメージを与えることはありません。</p> <p>※調査義務免除を受けている場合の例 「特措法」の規定つき、放射性セシウム濃度が低レベル(800Bq/kg 以下)であるため、特別な施設の維持管理基準、保管等の基準及び汚染の状況の調査義務が免除されています。こうしたことから生活環境にダメージを与えることはありません。</p>
26	<p>ゴミ焼却の過度の集中処理のため、搬入車両の極端な増加のため、高低差の多い搬入路でのディーゼル排ガス量の増大、騒音が増大するので住民は影響を受ける。</p>	<p>現在と将来の廃棄物運搬車両の増加量は、S-4 地点で 41 台/日→82 台/日、S-5 地点で 155 台/日→226 台/日と約 1.5 倍～約 2 倍の増加を見込んでいます。</p> <p>それに対して、周辺工場の関連車両等を含む一般の交通量は S-4 地点で 9,794 台/日 S-5 地点で 11,091 台/日であり、今回の事業による増加量は約 2%以下となっていることから、廃棄物運搬車両の増加に伴う影響は、現況を大きく変化させるものではないと考えています。</p>
27	<p>霞台組合第246号(平成28年9月28日付け)部分情報開示決定通知書の、焼却埋め立て後の土壌水質検査結果によると、ダイオキシンがH28K-2、H28K-3及びH28W-1～H28W-3のすべての地点でダイオキシン類が検出されている。とりわけH28W-1のGL8～11.5mでは0.40ngTEQ/g検出されている。これについては必要な調査が求められていると思うが、その原因や詳</p>	<p>ダイオキシン類の調査は、埋設されている廃棄物を対象に行ったものであるが、通常の管理型の処分場に搬入できる基準である3ng-TEQ/gを十分下回るとに、土壌の基準である1ng-TEQ/gをも下回っており、特段、問題視する状況ではないと判断しました。</p>

		<p>細な調査及びその結果について情報を調査書に記載すべきである。</p> <p>さらに、現処理施設の周辺地域の地下水調査について、茨城県県南県民センター環境保安部が実施した水質調査で、環境基準はこえなかったもののヒ素0.010mg/lが検出された旨通知されている(平成29年3月23日付け南セ環境保第1175号)。その後の調査で検出されなかったとしているが、この時点で基準値ぎりぎりのヒ素が検出されたことは事実である。原因は不明であるが隣接地にごみ処分場のごみ類を大量に埋め立てた経緯があり、それとの関連も考えられる。周辺にどれくらい井戸があるか不明だが、井戸の確認と、それを地図上に位置を示し、その結果を示すべきである。</p>	<p>霞台厚生施設組合では、関係法令などに照らし合わせるほか、茨城県等のアドバイスを踏まえながら、必要な分析、対策等を実施してきたところであり、今後もそのように進める予定です。</p> <p>茨城県が実施した調査につきましては、霞台厚生施設組合の敷地内も対象地として調査等が行われました。調査結果に基づく、対応等につきましては茨城県側が判断されるものと考えておりますので、組合側でのコメントは差し控えてさせていただきます。</p>
28	<p>8月9日の説明会で、現在の霞台の排ガスは40000ノルマン^{m³}/h(1炉運転)、新施設は215t焼却で2炉で30000ノルマン^{m³}/hで排ガスは減るといった説明があった。しかし、報告書では1炉30000で2炉なら60000になるはずである。参加した方の多くは新しくなると排ガスは減るのだという理解をされた方が多いのではないかと思う。</p>	<p>現在の霞台の排ガスは41,000ノルマン^{m³}/h(1炉運転)以下で運転しており、新施設は215t焼却で1炉で30,000ノルマン^{m³}/hで、2炉の場合で60,000ノルマン^{m³}/hになるのは、ご指摘のとおりです。</p> <p>生活環境影響調査上は、あえて365日、2炉体制で稼働させた場合(厳しい条件)でシミュレーションしていますが、実際は、2炉ではなく1炉体制で運転される日が多いと見込んでいます。</p> <p>このほか、構成市町内で考えた場合、茨城美野里環境組合、新治地方広域事務組合の炉が停止するため、それらの炉から発生する排ガス量が減ると考えております。</p>	
29	<p>排ガス中には多種多様の有害ガスが含まれるという。しかし我が国で規制・監視されている項目はわずかで、それをもって安全としている。今回の調査報告概要でもSOX、NOX、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類等の測定値のみの記載で環境を悪化させないとしている。EUでは、これらの物質以外に排ガス中の重金属類(カドミ、鉛、クロム、ヒ素など12種)の基準を設けている。こうしたことを全く考慮することなく環境悪化しないと断定することは問題である。特に計画の中の新施設ではプラスチック類を焼却することを決めて</p>	<p>大気汚染防止法第22条に基づき、茨城県では以下の有害大気汚染物質の大気環境モニタリングを行っています。</p> <p>①環境基準が設定されている物質(4物質) ②環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値が設定されている物質(9物質) ③環境基準等が設定されていないその他の有害大気汚染物質(8物質)</p> <p>平成27年度の調査結果では、環境基準が設定されてい</p>	

		<p>いるが、プラスチック類を燃やすことで、こうした重金属類のほかにダイオキシン類似の有害物質が大量に排出されることになる。</p> <p>またごみの組成形成では紙・布が47%を占めるとある。これらは焼却でなく資源回収すべきものであり、そうすることで、地球温暖化防止、地球環境悪化防止になるだけでなく、計画中の過大な焼却施設は不要となり、建設経費も大幅に削減できる。根本問題は地球環境悪化を止め、循環型社会形成である。この原点に立ったごみ行政を住民とともにすすめることが求められる。</p>	<p>る4物質及び指針値が設定されている9物質について、全ての地点で環境基準等を達成しています。また、環境基準や指針値が設定されていない8物質については、環境省が公表した全国調査(平成 26 年度)の結果と比較しておおむね同程度でした。</p> <p>また、ごみの分別回収の推進、ごみの減量化については、構成市町村と十分に協議しながら進めていきたいと考えています。</p>
30		<p>膨大な報告書を閲覧方式で意見をといっても、十分咀嚼することは不可能である。ホームページで公開されているというが印刷はできない。住民から意見を求めるにしてはあまりにも不親切で、むしろ意見を出しにくくしていると思えない。このようなことを平気で進める姿勢に今進めている新施設建設の強引な、しかも住民無視の本質を感じる。</p> <p>ごみ行政は住民とともにという方針で取り組むごみ問題の先進事例を各所視察してきたが今の霞台の進め方は後世にツケを回し、施設さえ作れば何でもありという無策の行政であることがよく分かった。</p>	<p>生活環境影響調査書の縦覧につきましては、「霞台厚生施設組合生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 平成 28 年 2 月 22 日 条例第 2 号」に基づき行っております。</p> <p>同条例では、縦覧場所は霞台厚生施設組合や生活環境影響調査を実施した周辺地域内で管理者が指定する場所等について、1 月間縦覧するとなっているため、ホームページでの公開は、補足的な公開方法として位置付けております。</p>